

第48号議案

文京区教育委員会服務監察規程

上記の議案を提出する。

令和5年10月18日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会訓令第三号

教 育 推 進 部

文京区立幼稚園

文京区立中学校

文京区教育委員会服務監察規程を次のように定める。

令和五年十月十八日

文京区教育委員会

文京区教育委員会服務監察規程

(目的)

第一条 この規程は、文京区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の服務監察機関が職員の服務について調査するに当たり、基本的事項を定めることにより、監察事務の公正な実施を図り、もつて職員の非行及び事故の発生することを予防し、併せて良好な職域環境を保全することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 服務監察 予防監察及び事故監察をいう。

二 予防監察 職員の服務状況及び服務に関する事務事業の内容を監察することをいう。

三 事故監察 服務に関する法令等の諸規定に違反し、又は違反する疑いがあると認められる職員及びその関係者並びにこれらに関連する諸資料等を監察することをいう。

(服務監察の対象)

第三条 服務監察は、教育委員会が任命する文京区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭並びに会計年度任用職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員をいう。）（以下「職員」という。）について行う。

（服務監察事項）

第四条 服務監察は、次に掲げる事項について行う。

- 一 職務に関して発生した職員の非行及び事故又はその疑いがある行為に関すること。
- 二 職員の信用失墜行為又はその疑いがある行為に関すること。
- 三 前二号に定めるもののほか、職員の服務状況に関すること。
- 四 職員の服務に関する事務事業に関すること。
- 五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の二の規定による職員の賠償責任の調査に関すること。
- 六 その他教育委員会が特に必要があると認めた事項

（服務監察の実施機関）

第五条 服務監察は、教育委員会の命により、主席監察員の調整の下に、監察員が実施する。

- 2 主席監察員にあつては教育推進部長の職にある者を、監察員にあつては教育推進部教育総務課長及び教育推進部教育指導課長の職にある者をもつて充てる。

（監察員の責務）

第六条 監察員は、服務監察を行うに当たっては、公正を旨とし、区民の信託に応えるよう努めなければならぬ。

- 2 監察員は、事故監察に当たっては、事故監察の対象となる職員の人権を侵害しないように努めなければならない。

い。

- 3 服務監察の内容は、機密とし、監察員は、その保持に努めなければならない。
- 4 監察員は、相互に密接な連携を保ち、情報の交換に努めなければならない。
- 5 監察員は、服務監察に関し、関係機関と密接な連携を保ち、意思の疎通を図るように努めなければならない。

(服務監察の基本方針の策定等)
- 第七条 主席監察員は、予防監察の基本計画その他服務監察の基本的事項を定め、教育委員会の決定を受けなければならない。

2 主席監察員は、予防監察を実施するに当たっては、前項の基本計画に基づき実施計画を策定しなければならない。

(服務監察資料の提出等)
- 第八条 監察員は、服務監察に関し必要があると認めたときは、関係課長等に対し、調査書、報告書その他の関係資料の提出又は立会い若しくは説明を求めることができる。

2 監察員は、服務に関する法令等の諸規定に違反し、又は違反する疑いがあると認められる職員から事情を聴取することができる。

3 服務監察に当たつては、関係課長等及びその所属職員は、監察員に協力しなければならない。

(非行及び事故の報告等)
- 第九条 関係課長等は、第四条第一号、第二号及び第五号に該当する事実を知つたときは、遅滞なく主席監察員を経て教育委員会に報告しなければならない。

2 教育委員会は、前項の報告を受理したときは、直ちに主席監察員を通じ、監察員に事故監察を命ずるものとする。

(服務監察結果の措置)

第十条 主席監察員は、監察員の作成した予防監察を行つた事項についての改善意見書（以下「改善意見書」という。）又は事故監察を行つた事項についての措置意見書（以下「措置意見書」という。）を付して、服務監察結果を教育委員会に報告しなければならない。

2 監察員は、改善意見書又は措置意見書を作成するに当たつては、主席監察員の意見を求めなければならぬ。

（服務監察結果に基づく措置命令）

第十一条 教育委員会は、前条第一項に規定する服務監察結果の報告に基づき、必要があると認めたときは、主席監察員を通じ、関係課長等に対し、必要な措置を命ずるものとする。

（改善措置状況の報告）

第十二条 関係課長等は、前条の規定により指示を受けた事項については、速やかに必要な措置を講じ、その結果を主席監察員を経て教育委員会に報告しなければならぬ。